

団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人)⑨前各号の共生者（前各号に掲げるもの（以下「暴力団員等」という。）の共生者（暴力団員等の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者（暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者））⑩その他前各号に準ずるもの。

- (2) 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為
- (3) 会員が前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、甲は会員に対して、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。
- (4) 甲は、会員が本条（1）もしくは（2）の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、入会を申し込まれた方によるクレジットカードの入会申込を謝絶、または本規約に基づくクレジットカード利用を一時的に停止することができ、この場合には、会員は、甲が利用再開を認めるまでの間、クレジットカード利用を行うことができないものとします。
- (5) 会員が（1）もしくは（2）のいずれかに該当した場合、（1）もしくは（2）の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または（3）の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、甲とのクレジットカード会員契約を継続するとことが不適切であると甲が認めるときには、甲は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、会員は、当然に期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、甲に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
- (6) （5）の規定の適用により、甲に損失、損害または費用(以下「損害等」といいます)が生じた場合には、会員はこれを賠償する責任を負うものとします。また、（5）の規定の適用により、申込者に損害等が生じた場合にも、会員は、当該損害等について甲に請求しないものとします。
- (7) （5）の規定に基づき本契約が解除された場合でも、甲に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連事項が適用されるものとします。

第 2 章 ショッピング条項

第 22 条 (カードのショッピング利用)

- (1) 会員は、本規約を承認の上、以下の加盟店でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うことにより商品の購入及びサービスの提供を受けることができます。但し、甲が特に認めた場合は、カードの提示または売上票への署名を省略するなどこれに代わる方法をとる場合があります。また、オンライン取引については次項が適用されるものとします。
- ① 甲の加盟店及び全国日専連加盟店並びに甲が提携した提携先加盟店。
- ② JCBと加盟店契約をしているJCBの日本国内及び日本国外の加盟店。
- (2) 会員が加盟店においてオンライン取引によるカードのショッピング利用を行おうとする場合には、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードを送信する方法もしくは「日専連パートナーズ「本人認証サービス(3Dセキュア)」利用者規定」に基づく認証手続を履践する方法等のうち当社又は加盟店が指定する方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員は前項に定めるカードの提示等を省略することができます。
- (3) 会員が日本国外加盟店でカードを利用した場合、加盟店の所在する国の現地通貨建てで行うものとし、その利用代金の円換算は、JCB所定の換算方法により、日本円にて請求を行うものとします。
- (4) 会員が甲の加盟店又はJCBの日本国内外加盟店においてカードを利用するに際して、利用金額・購入商品や提供を受ける役務によっては、甲又はJCBの承認が必要となります。この場合、会員は加盟店が甲又はJCBに対してカードの利用に関する照会を行うことをあらかじめ承認するものとします。尚、甲又はJCBは、会員のカード利用が適当でないと判断した場合にはカードの利用をお断りすることがあります。
- (5) 会員が甲の加盟店やJCBの日本国内外加盟店において商品の購入・サービスの提供等を受けるためにカードを利用した場合に生じた会員の加盟店に対する債務を、甲は会員の委託によって加盟店に立替払いするものとし、会員は当該利用代金を甲に支払うものとします。
- (6) 甲は、会員のカード利用が本規約に違反する場合、その他甲が適当でないと判断した場合には、カードの利用を断ることができるとします。また、貴金属・金券類などの一部の商品・サービスについてはカードの利用を制限もしくはお断りさせていただく場合があります。
- (7) 会員は、甲が第三者による不正使用を回避するため必要と認めた場合、加盟店に対し会員のカード利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、会員は調査に協力するものとします。

- (8) 会員がカード利用により購入した商品の所有権は、甲が会員に代わって加盟店やJCBに立替払いをしたことにより、加盟店から甲に移転し、当該利用代金の支払い完済まで甲に留保されることを会員はあらかじめ異議なく承認するとともに、次の事項を遵守するものとします。
- ① 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ・譲渡・賃貸その他甲の所有権を侵害する行為をしないこと。
- ② 商品の所有権が第三者から侵害される恐れがある場合には、速やかにその旨を甲に連絡するとともに、甲が商品を所有していることを主張・証明してその排除に努めること。
- (9) 会員は、購入商品や提供を受けるサービスの種類あるいは利用金額によっては、カード利用に際して甲の承認が必要となり、加盟店が甲に対して照会し、甲が不適当と判断することによりカード利用を断る場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第 23 条 (支払の方法)

- (1) 甲は会員のカード使用による利用代金等、会員に対する債権を毎月末日に締め切り、翌月 15 日より末日まで（休業の場合は翌営業日）に会員があらかじめ指定した日、指定した方法により支払うものとします。尚、事務上の都合により翌々月以降の 15 日からお支払いいただくことがあります。
- (2) 会員が甲の加盟店ならびに日専連全国加盟店でカードを利用した場合の支払いは 1 回払いとします。
- (3) 会員が国内外 JCB 加盟店でカードを利用した場合の支払いは 1 回払いとします。

第 24 条 (保険及び電話サービス等に係る代金等の支払)

- (1) 会員が、保険会社との契約で保険料の継続的な支払いにカードを利用する場合、甲が会員のために保険会社に対して支払うことを了承し、会員は前条により甲に支払いをするものとします。
- (2) 会員が、カードでの継続的な支払を中止する場合は、その旨を保険会社の定めた方法で保険会社に申し出、承諾を得るものとします。
- (3) 会員が、前項の保険会社からの承諾を得ずに、甲が保険会社に支払を行ったときには、甲は会員にその利用代金を請求し、会員は当該代金を甲に支払うものとします。
- (4) カードが解約又は利用停止となった場合は、甲は保険会社に対する保険料の支払を中止できるものとします。この場合に保険契約が解約となっても、甲は責任を負いかねます。尚、会員が保険会社との契約の継続を希望する場合は、直接保険会社との間で手続きをするものとします。
- (5) 会員は、各保険契約加入申込みの条件、本規約等の諸条件を守るものとします。
- (6) 会員が、プロバイダーやインターネット提供者、携帯電話会社等のサービス提供事業者とのサービス提供契約の利用代金を、カードで継続的に支払う場合には、本条（1）から前項までを適用するものとします。

第 25 条 (商品の引取り及び評価・充当)

- (1) 会員が第 6 条により期限の利益を喪失したときは、甲は留保した所有権に基づき商品を引取ることができるものとします。
- (2) 会員は、甲が前項により商品を引取ったときは、会員と甲が協議の上決定した相당한価格をもって本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。尚、過不足が生じたときは、会員及び甲の間で直ちに清算するものとします。

第 26 条 (見本・カタログ等と提供内容の相違による売買契約の解除等)

会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品・権利、又は提供された役務が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品・権利の交換又は役務の再提供を申し出るか、または売買契約・役務提供契約を解除することができるものとします。

第 27 条 (クレジットカードショッピング枠現金化の禁止について)

会員は、現金化を目的として商品・サービス・現行紙幣・貨幣等の購入などにカードのショッピング枠を利用することを禁止します。

《個人事業主法人特約》

個人事業主の方がお申し込みの場合は、本特約が適用され法人カード会員特約が下記のように変更されます。

(変更内容)

- 個人事業主法人会員とは本規約を承認の上、株式会社日専連パートナーズ（以下「甲」という）に入会を申し込み、甲が入会を承認した個人事業主をいいます。
- 第 1 条（2）以下の条項内の法人及び法人会員をそれぞれ個人事業主及び個人事業主法人会員と読み替えるものとします。

日専連 JCB コーポレートカード会員規約：附則

第 4 条の 2 に定める WEB サービスは別途当社が公表する日以降にサービスが開始されますので、同条の規定のうち WEB サービスに関する部分は、当該日以降に適用されるものとします。

会員情報の取扱いに関する同意条項等

第 1 条(会員情報の収集・保有・利用・預託)

- 株式会社日専連パートナーズ(以下「甲」という)は、法人会員、法人会員として入会を申し込みられた法人等やその代表者および個人事業主(以下総称して「法人会員等」という)ならびにカード使用者として入会を申し込みられた方(以下併せて「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」並びに連帯保証人を併せて「会員等」という)の会員情報を必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱います。
 - 甲との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、下

記①～⑩の会員情報を収集、利用します。

①法人名、法人代表者、カードの利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項。
②氏名、生年月日、性別、住所、勤務先、Eメールアドレス等、カード使用者等が入会申込時および入会後に届け出た事項③入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と甲との契約内容に関する事項④会員のカードの利用内容、支払い責任者（法人会員およびカード使用者のうち法人等を代表する権限のある方）の支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他与信後の管理の過程において甲が知り得た事項⑤法人会員等が入会申込時に届け出した年商等、甲が収集した代表者等のクレジット利用・支払履歴⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が甲に提出した収入証明書類等の記載事項⑦甲が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）⑧電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引（以下「非対面取引」という。）で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「非対面取引情報」という。）⑩非対面取引で、会員が当該非対面取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）(以下「デバイス情報」という。)

以下の目的のために上記（1）①～⑤の会員情報を利用します。ただし会員が下記③の市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④の営業内容について中止を申し出た場合、甲は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。

①カードの機能、付帯サービス等の提供②甲のクレジットカード事業その他の甲の事業における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。）③甲事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査④甲事業における宣伝物の送付等、甲または加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘

本契約に基づく甲の業務を第三者に委託する場合には、業務の遂行に必要な範囲で、本項（1）①～⑩の会員情報を当該業務委託先に預託すること。

①カードの機能、付帯サービス等の提供②甲のクレジットカード事業その他の甲の事業における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。）③甲事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査④甲事業における宣伝物の送付等、甲または加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘

2. 会員は甲が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第 1 項（1）①～⑤の会員情報を利用することに同意します。

第2条(個人情報情報機関への登録・利用)

- (1) 甲が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および当該機関と提携する個人情報情報機関に照会し、会員等および会員等の配偶者の個人情報登録されている場合には、会員等の支払能力・返済能力の調査のために、甲がそれを利用することに同意します。
- (2) 会員等に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、甲の加盟する個人情報情報機関に下表に定める期間登録され、甲が加盟する個人情報情報機関および当該機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

○個人情報情報機関名：株式会社シー・アイ・シー

登録情報	登録期間
① 本契約に係る申込みをした事実	甲が個人情報情報機関に照会した日から 6ヶ月間
② 本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後 5年以内
③ 債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後 5年間

- (3) 甲が加盟する個人情報情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号等は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関） 〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストWEST 15 階 お問い合わせ先 0 5 7 0－6 6 6－4 1 4 ホームページアドレス https://www.cic.co.jp/
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- (4) 甲が加盟する個人情報情報機関（株式会社シー・アイ・シー）と提携する個人情報情報機関は、下記の通りです。

全国銀行個人信用情報センター 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2－5－1 お問い合わせ先 0 3-3 2 1 4-5 0 2 0 ホームページアドレス https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html
株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関） 〒110-0014 東京都台東区北上野 1－1 0－1 4 住友不動産上野ビル 5号館 お問い合わせ先 0 5 7 0－0 5 5－9 5 5 ホームページアドレス https://www.jicc.co.jp

※各個人情報情報機関の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の各社開設のホームページをご覧ください。

- (5) 上記（3）に記載されている甲が加盟する個人情報情報機関に登録する情報は下記の通りです。氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報および契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名等およびその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報

第3条(会員情報の公的機関への提供)

会員等は、甲が各種法令の規定により提供を求められた場合、及びそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に会員情報を提供することに同意します。また、甲が本規約に基づくカード取引契約を含む甲との取引の与信判断及び与信後の管理のため、住民票等公的機関が発行する書類を収集するに際し、公的機関から会員情報の提供を求められた場合、当該会員情報を提供することに同意します。

第4条(会員情報の開示・訂正・削除)

会員等は、甲および上記第 2 条で記載する個人情報情報機関に対して、甲および上記第 2 条で記載する個人情報情報機関がそれぞれ保有する自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、甲は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第5条(本同意条項に不同意の場合)

甲は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本事項に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合（ただし上記第 1 条（2）③または同④への中止の申し出を除く）は、入会を断ることや、退会の手続をとることがあります。

第6条(契約不成立時および退会後の会員情報の利用)

- (1) 甲が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実を、承認をしない理由のいかにを問わず、上記第 1 条（ただし上記第 1 条（2）③および同④を除く）および第 2 条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- (2) 退会の申し出または会員資格の喪失後も上記第 1 条（ただし上記第 1 条（2）③および同④を除く）および開示請求等に必要範囲で、法令等または甲が定める所定の期間会員情報を保有し、利用します。

第7条(会員情報の開示、訂正、削除等 会員情報に関するお問い合わせ窓口)

株式会社日専連パートナーズ 業務課
〒020-8557 岩手県盛岡市中ノ橋通 1-14-21 〒019-653-2000

第8条(条項の変更)

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

【相談窓口】

- 商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードをご利用された加盟店にご連絡下さい。
- 本規約についてのお問い合わせ・ご相談、会員情報の開示・訂正・削除等の会員情報に関するお問い合わせ・ご相談については、下記の株式会社日専連パートナーズにお尋ね下さい。

◎株式会社 日専連パートナーズ 業務課
〒020-8557 盛岡市中ノ橋通 1-14-21
電話 019-653-2000

【認定個人情報保護団体について】

日専連パートナーズは、個人情報の保護に関する法律に基づく認定個人情報保護団体であるクレジット個人情報保護推進協議会の会員となっております。
○認定個人情報保護団体 一般社団法人日本クレジット協会
相談受付 〒03-5645-3360

本規約については、2 0 2 4 年 8 月 1 日より適用となります。